

情報ひろば 4月

福祉

長寿社会課からのお知らせ

問 駅南庁舎長寿社会課 (〒680-0845 富安二丁目1-38-4)

☎ 0857-20-3452(1)

☎ 0857-20-3453(2)・(3)・(4)

☎ 0857-20-3449 (5)・(6)・(7)

☎ 0857-20-3404

各総合支所市民福祉課 (12ページ) 各地域包括支援センター (12ページ)

【①あんしん介護相談員の募集】

☎ 施設利用者から要望や疑問などの聞き取りを行う。▽任期：10月1日～平成33年3月31日 ▽活動：10日程度/月、1日あたり1～2時間 ※決定された人は、6月～8月に養成研修を受講した後、介護相談員として登録。
☎ 市内在住で、車の運転ができ、平日の活動が可能な人員 1人 額 2千円/時間 募 4月24日(水) 必着で「高齢者福祉・介護保険制度について思うこと」(800字程度)を、住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、長寿社会課まで。※面接のうえ決定

【②高齢者への配食サービス】
☎ 栄養バランスに配慮した昼食の提供(週3回まで) 対ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で調理が困難な人 ※提供可否の判断のため、身体状況などを調査します。料 1食500円(米飯含む) ※米飯なしは450円

【③安心ホットライン事業】

☎ 急病などの緊急時に通報する装置を設置し、通報を受信した際は協力員などが急行して容態確認などを行います。※利用には協力員2人以上の登録が必要 対 おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯など 料 3000円/月、または800円/月(所得に応じて異なる)

【④老人クラブへの加入促進】

本市では、高齢者自身の生きがいを高め、健康づくりやボランティアなど地域を豊かにする活動を行うことを目的に老人クラブへの加入促進を行っています。☎ 老人クラブの活動費を一部助成 条 おおむね60歳以上の会員30人以上で組織されていること
【⑤認知症高齢者家族やすらぎ支援員派遣サービス】
☎ 認知症に関する研修を受けたボランティア

凡例 時 日時 所 場所 容 内容 対 対象 条 条件 員 定員 数 数量 額 支給・助成額など 料 料金 募 募集期間・方法 受 受付 持 持参するもの 問 問い合わせ先

「こころ」(800字程度)を、住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、長寿社会課まで。※面接のうえ決定
【⑥認知症カフェ運営事業費補助金助成】
☎ 認知症カフェの開設経費および運営経費の一部を補助 対 市内で認知症カフェを自主的に運営する団体または個人 料 運営経費：1団体あたり5千円/開催回数(12回を限度) ▽開設経費：初年度に限り2万円 ※補助金を受ける場合は事前協議が必要ですので、お問い合わせください。

【⑦認知症介護家族の集い】

時 4月12日(金) 10:00～12:00 所 さざんか会館(富安二丁目)
☎ 認知症の問題や介護の悩みなどの情報交換をしながら交流をする場 料 無料
☎ 認知症に関する相談は各地域包括支援センターや次の各センターでも受けています。
☎ 認知症コールセンター(認知症の人と家族の会鳥取支部)

家族介護者の集い「スマイル・スマイル」

時 4月17日(水) 10:00～12:00 所 駅南庁舎地下第一会議室 対 家族介護者または介護に関心のある人
☎ 介護者同士の情報交換会 料 200円(活動協力金として) 募 4月12日(金)まで
☎ スマイル・スマイル事務局(長寿社会課内)
☎ 0857-20-3449
☎ 0857-20-3404

介護支援ボランティア募集

☎ 介護保険施設などでの話し相手、施設イベントの手伝い、除草などのボランティア活動 対 市内在住の65歳以上の人 額 おおむね1時間程度の活動で1ポイント(1日最大2ポイントまで)。交付は、評価ポイント1ポイント(活動1時間)あたり100円で上限1万円/年
☎ 鳥取市ボランティア・市民活動センター(富安二丁目)
☎ 0857-29-2228

障がい福祉課からのお知らせ

問 駅南庁舎障がい福祉課

☎ 0857-20-3474

☎ 0857-20-3406

各総合支所市民福祉課 (12ページ)

【重度障がい者(児)タクシー利用助成】

☎ 平成31年度の重度障がい者(児)タクシー利用券(桃色)を交付。利用券(初乗り運賃相当分)は、月当たり4枚、申請月から平成32年3月までの月数に応じた枚数をお渡し(4月に申請の場合は、4枚×12カ月=48枚)。なお、平成30年度の利用券(水色)は、4月以降は利用できません。対 身体障害者手帳1・2級または療育手帳A

または精神障害者保健福祉手帳1級(顔写真を貼付してある手帳に限る)の所持者で、4月時点で平成29年所得に係る所得税が非課税で、かつ、平成30年度の個人市民税が非課税の人。なお、平成31年7月以降に新たに要件に該当となる場合はご相談ください。持 該当の障害者手帳、印鑑 ※代理人が申請する場合、代理人の印鑑も必要です。
【障がい者の日常生活用具の給付】
☎ 日常生活用具給付事業の給付品目などを一部改正しました(4月1日から適用)。給付品目の追加
【音声血圧計】
☎ 視覚障がいの程度が1級または2級のもので、視覚障がいのみの世帯

およびこれに準ずる世帯 額 1万円を上限として9割を助成

人工喉頭(埋込型人工声)

☎ 喉頭を摘出した音声機能障がい者であって、常時埋込型的人工喉頭を使用するもの 額 2万3760円(月額)を上限として9割を助成

ひとり親家庭の児童の入学支度金

☎ ひとり親家庭で平成31年4月に小・中学校に入学する児童のいる所得税(平成29年中) 非課税世帯(生活保護世帯は対象外) 額 対象児童1人につき1万円 受 4月9日(火)～19日(金) 持 印鑑(認印)、保護者名義の銀行預金通帳(銀行名・支店名・口座

平成31年度 国民年金保険料は 月額16,410円です

平成31年度から産前産後期間の保険料免除制度が施行されるに伴い、本年度の国民年金保険料月額が16,410円で、昨年度より70円の引き上げになります。

前納制度を利用して、4月中に来年3月までの1年分を一括して現金で納めると、193,420円と毎月納付するよりも1年で3,500円お得になります。

2年分を納付する2年前納では380,880円となり、2年で14,520円も割引になります。現金による2年前納は2年前納用の納付書が必要ですので、年金事務所へ4月中にお申込みください。

■学生納付特例の申請をお忘れなく!

学生納付特例制度により、平成30年度に保険料納付を猶予されている人で、平成31年度も引き続き在学予定の人には、3月末に基礎年金番号等が印字されたはがき形式の学生納付特例申請書が送付されます。

同じ学校に在学されている人は、このはがきに必要事項を記入して返送していただくことで、在学証明書や学生証の写しを添付しなくても、平成31年度の申請ができます。

引き続き学生納付特例の猶予を希望される人は、忘れずに手続きをしてください。

■「学生納付特例制度」って?

20歳になったら、所得がない学生でも国民年金に加入しなくてはなりません。しかし、所得が少なく国民年金保険料の納付が難しい学生の方は「学生納付特例制度」により、納付が猶予されます。

学校教育法に規定する大学(大学院)、短大、高校、高専、専修学校等各種学校(修業年限1年以上のもの)に在学する学生が対象です。

承認期間は4月から翌年3月までで、本人の前年所得が審査対象になります。くわしくは市役所駅南庁舎22番国民年金窓口、または鳥取年金事務所へお問い合わせください。

☎ 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311
☎ 駅南庁舎保険年金課 ☎ 0857-20-3484
☎ 0857-20-3407



ホームゲームのお知らせ

試合日程	キックオフ	対戦相手
4月14日(日)	13:00	藤枝 MYFC
4月28日(日)	13:00	いわてグルージャ盛岡

※当月(4日以降)分と、翌月(7日まで)分の情報を掲載しています。
☎ 株式会社 SC 鳥取 ☎ 0857-30-3033